

自治基本条例

vol.9

～桂川町の未来をみんなで創ろう！～

3月13日現在、桂川町自治基本条例みんなで考える委員会では12回、素案策定部会では7回の会議を行っており、条例の素案を作る作業を進めています。今回は、その中から「前文」についてご紹介します。

前文とは、その法令制定の趣旨、目的、基本原則などが書かれた文章であり、その法令制定の理念を表明するために置かれるものです。代表例として、日本国憲法の前文は有名です。

自治基本条例では、条例制定の趣旨や目的のほか、その市町村の歴史、環境、社会経済的状況や市町村として目指すべき姿等が盛り込まれることが多いようです。

桂川町自治基本条例においても、これらの点を盛り込もうと議論が行われているところですが、現在のところ以下のようなことが盛り込まれる予定です。

- 福岡県のほぼ中央に位置する緑豊かな町であること
- 王塚古墳のこと
- まちづくりの主体、主人公が町民であること
- まちづくりを実現するための基本となる条例であること

前文は、桂川町への想いが強く現れる重要な部分です。条例を読まれる際には、ぜひこの前文にも注目してみてください。

なお、内容については策定段階のものであり、今後変更される場合があります。



自治基本条例とは？

自治基本条例は、町政運営の基本理念や町民と行政との協働によるまちづくりに必要な考え方や仕組みなどの基本的なルールを定めるものです。

ですから、他の条例、規則、計画などの町政を進める施策は、この条例に基づいて実施されることとなります。

各自治体では、地方分権の進展により、「地

域のことは地域で考え、地域で決める」という自己決定・自己責任に基づき、多様化・高度化する住民ニーズに対応し、地域の特色を生かした行政運営が求められています。

ですから、桂川町でも、どのような考えで、どのようなまちづくりを進めていくのかを明らかにするため、「自治基本条例」を制定する必要があります。



【問合せ先】 企画財政課 企画調整係 ☎65・1085